

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 公金の収納の事務を委託した件 三三
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三三
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 三三
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 三六

公 告

- 土地改良事業の工事の完了について届出があった件 三三
- 建築士法第十条の二十第一項の都道府県指定登録機関を指定した件 三六
- 建築士法第二十六条の三第一項の指定事務所登録機関を指定した件 三六
- 福島海区漁業調整委員会 三六
- いかつり漁業について指示する件 三六

告 示

福島県告示第三百四十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十二年五月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 - 次に掲げる手数料の収納の事務
 - 1 保育士登録申請手数料
 - 2 保育士登録証書換え交付手数料
 - 3 保育士登録証再交付手数料
- 二 受託者の名称及び所在地
 - 社会福祉法人日本保育協会
 - 東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一号
- 三 収納の事務を委託する期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(子育て支援課)

福島県告示第三百四十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年五月十八日から同年六月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 若葉ファッションモール 福島県郡山市若葉町四十五番一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 - 騒音に係る事項
 - 騒音について、夜間の荷さばき車両走行音が敷地境界線で騒音規制法に基づく規制基準値を超えている地点があるものの、直近の住居立地地点での騒音の予測・評価がなされていないため、周辺地域の生活環境への影響が確認できない。
 - については、直近の住居立地地点での騒音の予測・評価を行い、騒音規制法の規制基準値を超える場合は、荷さばき時間帯の変更など規制基準値を遵守するための対策を講じること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年五月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 南会津郡南会津町系沢字足駄沢三五六八から三五七一まで、三五七三、三五七四、三五七六の一、三五七七の一、三五七八の一、三五七九の一、三五八〇の一、三五八〇の四、三五八一の一、三五八二の四、三五八三、三五八四の一、三五八四の三、三五八四の四、三五八五から三五八八まで、三五九〇から三六〇九まで、三六一〇の一、三六一〇の二、三六一一から三六六七まで、三六八一の二
- 二 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第三百五十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年四月二十八日次のとおり指定した。

平成二十二年五月十八日

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事	佐藤 雄 平
株式会社菅野	相馬市中村字宇多	平成二十二年五月一日から平成	佐藤 雄 平	佐藤 雄 平
寛商店	川町三六番地	二七年三月三二日まで	佐藤 雄 平	佐藤 雄 平

(出納総務課)

公 告

公告第二百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十二年五月十八日

土地改良事業を行つた者の名称	地区名	土地改良事業の種類	施行認可又は施行同意の年月日	工事の完了年月日	福島県知事	佐藤 雄 平
檜葉町土地改良区	大谷	元気な地域づくり交付金(農業生産基盤整備一般)	平成一七年九月七日	平成二十二年三月二日	佐藤 雄 平	佐藤 雄 平

(農村計画課)

公告第二百十五号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条の二十第一項の都道府県指定登録機関を次のとおり指定した。

平成二十二年五月十八日

一	都道府県指定登録機関の名称及び住所	福島県知事	佐藤 雄 平
二	社団法人福島県建築士会 福島市中町四番二十号	佐藤 雄 平	佐藤 雄 平
三	福島市中町四番二十号	佐藤 雄 平	佐藤 雄 平
四	二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地	佐藤 雄 平	佐藤 雄 平
五	平成二十二年七月一日	佐藤 雄 平	佐藤 雄 平
六	指定年月日	佐藤 雄 平	佐藤 雄 平
七	平成二十二年五月六日	佐藤 雄 平	佐藤 雄 平

(建築指導課)

公告第二百十六号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十六條の三第一項の指定事務所登録機関を次のとおり指定した。

平成二十二年五月十八日

一	指定事務所登録機関の名称及び住所	福島県知事	佐藤 雄 平
二	社団法人福島県建築士事務所協会 福島市五月町四番二十五号	佐藤 雄 平	佐藤 雄 平
三	事務所登録等事務を行う事務所の所在地	佐藤 雄 平	佐藤 雄 平
四	福島市五月町四番二十五号	佐藤 雄 平	佐藤 雄 平
五	事務所登録等事務の開始の日	佐藤 雄 平	佐藤 雄 平
六	平成二十二年七月一日	佐藤 雄 平	佐藤 雄 平
七	指定年月日	佐藤 雄 平	佐藤 雄 平
八	平成二十二年五月六日	佐藤 雄 平	佐藤 雄 平

(建築指導課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第三号

福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七條第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十二年五月十八日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田 幸徳

一 操業の承認

いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣に使用する総トン数五トン未満の船舶については、この限りでない。

二 承認の対象漁船

いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数三十トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、平成二十二年六月一日から平成二十三年一月三十一日までとする。制限又は条件

四 操業の禁止区域

1 次に掲げる海域での操業は、禁止する。
双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深四十五メートル以浅の福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。

↑10センチメートル↓	↑
福海いかつり	↓
22第 号	20センチメートル
↓	↑

3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十二年六月一日から平成二十三年五月三十一日までとする。